

京都大学における情報公開制度に係る手数料の納付方法に関する細則

平成30年3月28日

総長 裁 定 制 定

第1条 この細則は、京都大学における情報公開制度の実施に関する規程（平成13年達示第7号）第20条第1項及び第2項の規定に基づき、開示請求手数料及び開示実施手数料の納付の方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 開示請求手数料及び開示実施手数料の納付の方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 本学の開示窓口における現金納付
- (2) 本学が指定する銀行口座への振込納付（振込に係る手数料は、開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する者が負担するものとする。）

附 則

この細則は、平成30年4月1日から実施する。